

入札説明書

【最低価格落札方式】

業務名称： 中央監視設備更新工事（設計・施工一括発注）

調達管理番号：26c00185000000

- 第1 入札手続
 - 第2 業務仕様書（案）
 - 第3 経費に係る留意点
 - 第4 契約書（案）
- 別添 様式集

2026年6月11日

独立行政法人 国際協力機構
二本松青年海外協力隊訓練所

第1 入札手続

1. 公告

公告日 2026年6月11日
調達管理番号 26c00185000000

2. 契約担当役

独立行政法人国際協力機構 二本松青年海外協力隊訓練所 所長

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：中央監視設備更新工事（設計・施工一括発注）
- (2) 選定方式：一般競争入札（最低価格落札方式）
- (3) 業務仕様：「第2 業務仕様書（案）」のとおり
- (4) 業務履行期間（予定）：2026年7月31日から2027年11月1日

4. 手続全般にかかる事項

(1) 書類等の提出先

入札手続窓口、各種照会先及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

〒964-8558

福島県二本松市永田字長坂 4-2

独立行政法人国際協力機構 二本松青年海外協力隊訓練所 業務課

【電話】0243-24-3204

上記電話番号でつながらない場合には2043-24-3200へおかけください。

【メールアドレス】ntcadm@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるように、当機構のドメイン（jica.go.jp）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

(2) 書類等の提出方法

1) 入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

予め機構が設定した締切日時までに必要となる書類の提出、授受はメールまたは持参で行います。

詳細は別紙「手続・締切日時一覧」にてそれぞれご確認ください。

- ・持参による場合：同訓練所フロントにて受付。

受付時間は、土日・祝日を除く毎日。10:00 から 17:00 まで（12:30 から 13:15 を除く。）となります。

- ・メールによる提出の場合：上記（1）のメールアドレス宛

なお、当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難しい場合は、上記（１）の連絡先までお問い合わせください。

- ・ 郵送による場合：上記（１）宛
簡易書留、レターパック等、配達業者発行の受付記録が残る方法に限ります。

2) 書類等への押印省略

様式または本説明書において押印を必要としている提出書類は、代表者印等の押印を原則とします。ただし、機密保持誓約書及び競争参加資格確認申請書について押印が困難な場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名、役職、所属先及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を必ず明記し、提出時の電子メールは責任者本人から（又は責任者に cc を入れて）送付してください。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
 - b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。

c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1) 国土交通省東北地方整備局における「建設工事」の工事種別「電気設備工事」或いは「暖冷房衛生設備工事」の「A」、「B」又は「C」の一般競争（指名競争）の参加資格を得ていること、或いは「設備工事」の登録をしていること。
- 2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく建設工事の種類「建設工事」、「電気工事」、機械器具設置工事」「電気通信工事」いずれかの建設業の許可（一般建設業又は特定建設業）を受けていること。
- 3) 国土交通省東北地方整備局管内に建設業法第3条に定める営業所が所在すること。
- 4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定される監理技術者又は主任技術者を配置できること。監理技術者又は主任技術者の資格要件として、「電気工事」等の場合、「1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。また、競争参加資格申請提出日前に3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
 - ア) 1級電気工事施工管理技士、第1種電気工事士又は第3種電気主任技術者の資格を有する者
 - イ) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。
- 5) 過去10年以内に、建設業法に規定する建設工事の種類「建設工事」、「電気工事」、機械器具設置工事」「電気通信工事」いずれかの新築工事又修繕工事若しくは改修工事を1件以上、元請けとして請け負った実績を有すること。
- 6) 配置予定の（主任技術者、主任技術者又は監理技術者）は、上記に示す工事と同種の工事の施工経験を有すること。
- 7) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- 8) 資本関係又は人的関係
競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）

が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

iv. 一般財団法人、一般社団法人及び組合の理事

v. その他業務を遂行する者であって、i からivまでに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている

場合

- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※留意事項：入札書を提出しようとする者の中で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的で当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。

(3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記（1）及び（2）の競争参加資格要件を満たす必要があります。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式集参照）を作成し、各社毎の競争参加資格確認申請書と共に提出してください。結成届には、原則として、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2) 再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき、または発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。

(4) 利益相反の排除

機構管理部が契約する「国内施設整備に係る支援業務」の契約相手方（協力会社含む）

(5) 低入札価格調査の実施

1) 契約細則第 17 条第 1 項ただし書に基づき、機構が別途定める「低入札価格調査基準」を下回った入札金額が提示された場合、適正な業務の実施が可能について疑義が生じるため、低入札価格調査を実施することとし、落札者の宣言は行いません。低入札価格調査の対象となった応札者は、機構の調査に協力するものとし、機構が求める資料等を提出するものとし、調査の結果、適正な工事の施工が可能だと判断された場合、当該応札者を落札者とします。

2) 低入札価格調査を経て契約する場合

- ア) 契約保証金の額は請負代金額の10分の3以上とする。
- イ) 前金払の額は、各会計年度のそれぞれ出来高部分予定額の2割以内の額とする。

(6) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の2)を提出してください。

入札に進んだ競争参加者に対し、競争参加資格確認申請書に記載の担当者連絡先へ入札会の参加方法をメールにて案内します。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

1) 提出期限・方法及び確認結果通知日

2026年7月8日(水)正午まで

2) 提出書類:

- a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
- b) 国土交通省東北地方整備局における「建設工事」の工事種別「電気設備工事」「暖冷房衛生設備工事」「通信工事」の一般競争(指名競争)の競争参加資格の資格審査通知書(写)
- c) 建設業の許可証明書(写)
- d) 配置予定の監理技術者又は主任技術者の資格・経歴(含む、検定合格証(写))(様式任意)、同技術者の雇用関係が3カ月以上あること及び同種の工事の施工経験を有する証明を含む
- e) 社としての同主工事の受注実績の確認ができる書類(契約書等)
- f) 資本関係又は人的関係に関する申告書(該当なしの場合も提出します。)
- e) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
 - ・共同企業体結成届
 - ・共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記a)、b)、c)、f))

3) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知します。期日までに結果が通知されない場合は、上記「4. 手続全般にかかる事項(1)書類等の提出先」にお問い合わせください。

6. その他関連情報

(●) 入札説明書の資料の交付方法

入札説明書の一部資料(業務仕様書別送資料)に関してはGIGAPODもしくはメールを通じて配布しますので別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください

い。

なお、資料交付の際に「機密保持誓約書」（様式集参照）をPDFでメールにて提出していただきます。

（●）業務内容説明会の開催

1) 日時：2026年6月17日（水）15：00～16：00

2) 場所：Microsoft Teams を用いて実施します。

3) その他：

a) 参加希望者は 1) の1 営業日前の正午までにメールにて、社名、参加希望者の氏名、Microsoft Teams 接続用のメールアドレス（2 アドレスまで）を連絡願います。

b) 業務内容説明会への出席は競争参加資格の要件とはしません。説明会に出席していない者（社）も競争への参加は可能です。

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に（5.（5）参照）、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記してください。

- (1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (2) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (3) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) 業務仕様書（案）の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式（様式集参照）に記載のうえ、メールに添付して提出ください。
- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3) 上記（1）の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/domestic/koji2026.html>

- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

9. 辞退届の提出

- (1) 競争参加資格の確認を申請した者が競争参加を辞退するときは、遅くとも入札会1 営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。

宛先：ntcadm@jica.go.jp

件名：【辞退】（調達管理番号）_（法人名）_ 案件名

- (2) (1) の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

10. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

(1) 日時：2026年7月22日（水） 午前11時00分から

(2) 場所：福島県二本松市永田字長坂4-2

独立行政法人国際協力機構 二本松青年海外協力隊訓練所内会議室

※入札者はオンライン（Microsoft Teams）よりご参加ください。（それが困難な場合には電話により参加も可とします）

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の入札金額が機構の定める予定価格を超えた場合は再入札（最大で2回）を実施します。再入札は、初回入札に続けて実施しますので上記日時に再入札書をメールで送付できるよう Teams に接続したままで待機ください。

11. 入札書

(1) 第1回目の入札書（押印写付）の提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

(2) 第1回目の入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めてください。

(3) 機構からの指示による再入札の入札書（押印写付）は、入札件名、入札金額を記入して、パスワード付き PDF をメールに添付して提出ください。なお、別メールによるパスワードの送付は機構から指示によってください。

1) 代表権を有する者自身による提出の場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。

2) 代理人を定める場合は、委任状を再入札書と同時に提出のうえ、法人の名称または商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。

3) 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。

4) 宛先：「4. 手続全般にかかる事項（1）書類等の提出先」をご覧ください。

件名：【再入札書の提出】（調達管理番号）_（法人名）

(4) 入札金額は円単位で記入し、消費税及び地方消費税を抜いた税抜き価格としてください。

(5) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書（案）」に対する総価（円）（消費

税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額)をもって行います。

- (6) 契約に当たっては、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した金額が契約金額となります。
- (7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消すことが出来ません。
- (8) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (9) 入札保証金は免除します。

12. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一応募者による複数の入札
- (9) 条件が付されている入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

13. 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（PCを利用する入札会における入札者側のPCのトラブルによる場合を含みます）。

14. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

細則第17条第1項の規定に基づき、機構が別途定める予定価格の範囲内で、最低額の入札金額を提示した者を落札者とします。

最低入札金額が予定価格を上回っている場合は、その場で再入札を2回まで行います。再入札を2回行っても最低入札金額が予定価格を上回った場合、入札会を終了します。再入札を2回まで行っても落札者がいないときは入札を打ち切り、不落随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。また、予定価格以下の「最低入札価格」が複数ある場合は、くじにより落札者を決定します。

(2) 低入札価格調査

細則第 17 条第 1 項ただし書に基づき、機構が別途定める「低入札価格調査基準」を下回った入札金額が提示された場合、適正な工事の施工が可能について疑義が生じるため、低入札価格調査を実施することとし、落札者の宣言は行いません。

低入札価格調査の対象となった応札者は、機構の調査に協力するものとし、機構が求める資料等を提出するものとします。調査の結果、適正な工事の施工が可能だと判断された場合、当該応札者を落札者とします。

15. 入札執行（入札会）手順等

入札会の状況は入札者に Microsoft Teams で中継します。入札経過や入札結果、再入札の有無等については中継の際に入札者と情報共有しますので入札者は必ず参加ください。¹なお Microsoft Teams を接続する者には、競争参加資格確認申請書に記載の担当者連絡先へ、入札会の 1 営業日前の 16 時までに入札会の参加方法をメールで連絡します。

(1) 入札会の手順

- 1) 機構の入札立ち会い者の確認
- 2) 入札会開始時間の 5 分前から、会議招集した Microsoft Teams に接続可能となりますので接続を開始してください。また、電話で参加する者に対しては機構から電話連絡します。
- 3) 入札開始時間後、入札事務担当者からの指示に基づき、提出済の入札書（要押印、以下同じ）のパスワードを電子メールで機構へ送付ください（別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください）。
- 4) Microsoft Teams もしくは電話で参加しなかった入札者についても 10 分までの間にパスワードの送付があれば受理し入札参加を認めます。
- 5) 開札及び入札書の内容確認
入札事務担当者が既に提出されている入札書（パスワード付き PDF）を入札会時に入札者から提出されるパスワードを用いて開封し、入札書の記載内容を確認します。
- 6) 入札金額の発表
入札事務担当者が各応札者の入札金額を読み上げます。
- 7) 予定価格の開封及び入札書との照合
入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入札金額と照合します。
- 8) 落札者の発表等
予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、改めて落札者を決定する場合があります。
入札執行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を発表します。

¹ ただし、Microsoft Teams はあくまでも入札会の中継という補助手段ですので、不参加の場合でも入札書のパスワードや再入札の提出が指定時間内にあった場合には入札参加を認めます。

9) 再度入札（再入札）

「不調」の場合には引き続き再入札を行います。Microsoft Teams もしくは電話で参加しなかった入札者に対しては、競争参加資格申請時のメール本文に記載されたメールアドレス宛に再入札の案内をします。再入札書（要押印）、委任状（入札書の記名が代表者でない場合）を指定した時間までに送付してください。なお、再入札書はパスワードを付した PDF をメールで送付頂きますが、初回と同じパスワードとしてください（パスワードが毎回自動生成される場合にはこの限りではありません）。再入札を2回（つまり初回と合わせて合計3回）行います。再入札を行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。

(2) 再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、メールでお送りください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 不落随意契約

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

(5) 落札者と宣言された者の失格

入札会において14. 落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、12. に基づき「無効」と判断された場合
- 2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

16. 入札金額内訳書の提出、契約書の作成及び締結

- (1) 落札者は入札金額の内訳書（社印不要）を提出ください。
- (2) 「第4 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結します。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、「第4 契約書（案）」を参照してください。なお契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会ください。

17. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブ

サイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達最適化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第14章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第14章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

18. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者については、その通知日の翌日から起算して7営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. 手続全般にかかる事項(1) 書類等の提出先」までご連絡ください。

第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する二本松青年海外協力隊訓練所「中央監視設備更新工事（設計・施工一括発注）」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

別添「業務仕様書」による。

* 「機密保持誓約書」の提出により、配布いたします（上記4. 参照）。

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に当たっては、業務仕様書に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。なお、落札者には「第1 入札手続き」の11. のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので、業務内容を踏まえた費用内訳と適切な単価等設定をお願いします。

(1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費用構成は以下のとおりです。

工事1期（2026年度）分（①設計業務、②施工業務、③監理業務）及び工事2期（2027年度）分（①施工業務、②監理業務）の経費内訳構成が分かるように見積もってください。

見積り書の作成にあたっては、国交省の以下の積算基準に従い、直接人件費、諸経費、技術料等経費、特別経費を記載してください。

[官庁営繕：官庁施設の設計業務等積算基準 - 国土交通省](#)

【設計業務】

- ・直接人件費
- ・諸経費
- ・技術料等経費
- ・特別経費

【施工業務】

- ・直接工事費 工種区分、費目、種別、細別、単位、数量、単価及び金額
- ・共通仮設費
- ・現場管理費
- ・一般管理費

※出精値引き等の費目の追加記載は行わず、値引きする場合でも一般管理費の中に入れてください。

※工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険、及び雇用保険をいう。）の事業主負担額（以下「法定福利費」という。）を算出できる場合は、工事価格の内数として記載できるものとします。

【監理業務】

- ・直接人件費
- ・諸経費
- ・技術料等経費
- ・特別経費

(2) 消費税課税

「第1 入札手続き」の11. のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、課税業者については、入札金額の全体に消費税等を加算した額が最終的な契約金額をなります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払については、業務の完了や成果物等の検査の結果、合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払います。

3. 支払い条件等

(1) 前金払

各会計年度のそれぞれの出来高予定額の40%に相当する額を限度とします。

低入札価格調査の結果に基づき、契約に至った場合、各会計年度のそれぞれの出来高予定額の20%に相当する額を限度とします。

(2) 部分払・部分引渡し等

各年度の予算額を超えない範囲において、以下の工事の完了検査び成果物等の検査の結果、合格した場合に、発注者は受注者の請求に基づき、契約書に定められた額を支払います。

表：各支払条件別回数

年度	経費区分	前金払※1	部分払 (出来高払) ※2	完了払 引渡し
2026 年度	設計費	1	0	1
	監理費	—	2	—
	工事費	1	1	—
2027 年度	設計費	—	—	—
	監理費	—	1	1
	工事費	1	0	1

※1 監理費は前金払の対象としない。

※2 部分払（当該工事の各年度出来高予定額の90%）

(3) 年度別支払限度額等

各会計年度における請負代金の支払いの限度額及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額の割合は、次のとおりとします。

ア) 設計費

		2026 年度	2027 年度	計
支払限度額	割合	100.00%	0.00%	100.00%
出来高	割合	100.00%	0.00%	100.00%

予定額				
-----	--	--	--	--

イ) 監理費

		2026 年度	2027 年度	計
支払限度額	割合	49.08%	50.92%	100.00%
出来高 予定額	割合	54.53%	45.47%	100.00%

ウ) 工事費

		2026 年度	2027 年度	計
支払限度額	割合	56.84%	43.16%	100.00%
出来高 予定額	割合	63.15%	36.85%	100.00%

※具体的な支払計画等については、契約締結後に協議の上で決定する。

第4 契約書（案）

別添 「契約書（案）」による。

様式集

<参考様式>

以下の様式を当機構ウェブサイト（URL は下記参照）よりダウンロード可能です。

(1) 入札手続に関する様式

- ① 競争参加資格確認申請書
- ② 委任状（特定案件委任状）
- ③ 委任状（入札会に関する一切の権限）
- ④ 入札書
- ⑤ 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合に使用）
- ⑥ 質問書
- ⑦ 機密保持誓約書
- ⑧ 資本関係又は人的関係に関する申告書

URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html